



市民の声を市政に反映

# 杉森ひろゆき

市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行  
**791号** 2020年1月21日  
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8  
 TEL・Fax : 870-0335  
 携帯 : 090-5587-7693  
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

「たまり場」補助金  
B

# 実績報告書の提出義務

## 12月定例会一般質問 ②-B

杉森議員は市議会12月定例会で、①土地開発基金制度の廃止、②いわゆる「たまり場」補助金の改善、③エスカード牛久の活性化、について一般質問しました。今号では②のBを掲載します。

## 不適正な報告書類は？

【杉森議員の質問】「牛久市補助金等

交付規則」は第16条で実績報告を定め、「補助事業者等は、当該補助事業等を完了し、補助金等の交付を受けたときは、当該年度の出納閉鎖期日の5月末日までに、補助事業等実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等にあつては、書類の全部又は一部を提出しないことができる。

- (1) 収支決算書(様式第12号)
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要とする書類」として

ています。  
 そこで質問しますが、「たまり場補助金」のすべての補助対象行政区等が、同規則が定める実績報告を提出しているのでしょうか。特に領収書の写しはそろっているのでしょうか。そして、第3号の「その他市長が必要とする書類」があるのかどうか、あるとすればどのようなものなのでしょうか。

## 全対象区が適正な実績報告

【市民部長の答弁】たまり場補助金を交付しているすべての行政区より、年度分の集会所利用状況の実績報告として、補助金が適正に使用されていることを確認するための収支決算書と

## 山口敬之元記者の事件 安倍政権の「刑事司法の私物化」 という恐るべき疑惑

前川 喜平 (現代教育行政研究会代表)

伊藤詩織さんが山口敬之元TBS記者を性的暴行で訴えた民事裁判は、伊藤さんの完全勝訴だった。やっと正義(の一部)が実現された。詩織さんの勇気ある行動に心から敬意を表したい。

しかし判決の事実認定に照らせば、準強制性交罪が成立するはずだ。なぜ立件されなかったのか? 山口元記者には逮捕令状が出ていた。逮捕直前に警視庁の中村格刑事部長(当時)がその執行停止を命じた。

この行動がまず異常だ。山口元記者は安倍夫妻と交友関係があり『総理』という本も書いていた。官邸に人脈もある。中村元部長は菅宣房長官の秘書官だった。

逮捕中止は官邸の指示だったのではないのか? 東京地検が山口元記者を不起訴にしたのも、被疑者が首相のお友だちだからではないか? 検察審査会の結論も「不起訴相当」だったが、審査会事務局が素人の審査員を誘導したのではないのか?

「刑事と民事で判断が分かれた」と言われるが、裁判所は刑事の判断をしていない。「検察と裁判所で判断が分かれた」と言うべきだ。

不起訴の背景に「法の不備」や「立証の困難さ」があるという声もあるが、真の理由は「政権による検察の支配」なのではないか?

山口元記者はなぜ逮捕も起訴もされなかったのか? そこには、安倍政権による「刑事司法の私物化」という恐るべき疑惑が存在するのだ。

(12/22 東京新聞朝刊「本音のコラム」より)

領収書の写しを添付した「補助事業等実績報告書」を提出して頂いています。

第3号にあります「その他市長が必要とする書類」については、この補助金に対しては特にありません。

## 要件に不適な対象区はゼロか？

**【杉森議員の質問】** これらの3要件を満たさない、あるいは提出書類が不適切な補助対象行政区等の数は一つもないと考えてよろしいのかどうか質問します。

### 不適な対象区はない

**【市民部長の答弁】** 2019年度において、たまり場を実施し、補助金を交付している31行政区においては、補助金交付にかかる3要件を満たしており、補助事業等実績報告書の添付書類についても確認させて頂いていますので、不適となる行政区はありません。

また、これまでのたまり場実施行政区についても該当する行政区はありませんでした。

## 補助金取り消しの例は？

**【杉森議員の質問】** 同規則は第17条で補助金等の交付決定の取り消しを定め、「次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等交付申請書又は補助事業等実績報告書等の書類に虚偽の事実があったとき。
- (2) 補助金等を当該補助事業等の目的以外の用途にあてた事実があったとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示事項に従わなかったとき。
- (4) 補助事業等の施行方法が不適当と認められるとき。
- (5) 補助事業等について不正な事実があったとき。
- (6) その他法令等又はこれに基づいて処分に違反したとき。」としています。

3要件を満たさないあるいは実績報告をしないということは、第3号の「補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示事項に従わなかったとき。」に該当するものと

考えられます。そこで改めて質問しますが、実際に補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した件数は1件もないと考えてよろしいのでしょうか。

## 取り消した行政区はない

**【市民部長の答弁】** 2019年度、たまり場補助金を交付している31行政区においては、牛久市補助金等交付規則第17条のいずれにも該当しないため、11月末日現在、登録を取り消した行政区はありません。

また、これまでのたまり場実施行政区についても、該当する行政区はありませんでした。

## 私の耳には異なる意見が？

**【杉森議員の質問】** 私の耳には、補助対象行政区等の中には、補助金の使途その他、活動内容と実績報告が不適切であるものがあるのでは



はないか、集会所を開放していればよいというものではないのではないか、市民活動を含めコミュニティづくりへの効果との関係でもっと検討すべきでは

ないかなどの意見が寄せられてきます。活動実態と実績報告を内容的にも調査・検証し、整理する必要があるのではないかと考えますが、執行部の見解を伺います。

## 補助金交付前後に直接確認

**【市民部長の答弁】** 市民活動課では、たまり場補助金交付前と交付後に、補助金を交付している行政区集会所に直接お伺いして、実際にたまり場として活用されている会館の状況確認を行うとともに、区長やたまり場担当者へのヒアリングを実施しています。

補助対象行政区について補助金交付要件を満たしているかどうか、また適正に補助金が使用されているかどうかについての調査と検証については、その際に現場の確認及び関係書類等の審査も併せて行っています。

行政区へのヒアリングに際しては、集会所の使用団体や活用状況の聞き取りや、行政区の内外を問わず多くの市民に広く利用して頂くため、行政区毎に行っている工夫などについても聞き取りをしています。